（医療法施行令等の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

一　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十五の三第十八号

二　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条第一項、第十四条の二及び附則第三条

三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第一条第十三号

四　公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）第一条第二十二号

（生活保護法施行令の一部改正）

**第四条**　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二十八号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第四条の三第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第三十一号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

**第五条**　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二十六号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第三十五条の五第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

**第六条**　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二十六号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第三十五条の四第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

**第七条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十五号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改め、同項第四号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

**第八条**　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十一号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（総合特別区域法施行令の一部改正）

**第九条**　総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条中「次条第三項」を「次条第四項」に、「第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「」を「第二十八条の二第四項中「場合」、同項」とあるのは「場合」に、「又は第一項」を「、第一項」に改める。

**附　則**

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健

---

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第二百四十七号**

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部釧路の項中「五、九二〇メートル」を「八、五九〇メートル」に、「〇度に」を「二八度三〇分に」に改め、同部岩内の項中「岩内港北突堤灯台（北緯四二度五九分一三秒東経一四〇度三〇分三六秒）から二三二度三〇分一、五〇〇メートル」を「岩内港西防波堤灯台（北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三四秒）から二〇九度三〇分二、三一五メートル」に改める。

別表第一岩手県の部釜石の項中「北緯三九度一五分三二秒東経一四一度五五分五四秒」を「北緯三九度一五分三三秒東経一四一度五五分五四秒」に改める。

別表第一茨城県の部那珂湊の項中「北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分八秒」を「北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分九秒」に改める。

別表第一新潟県の部能生の項中「能生港灯台（北緯三七度六分三三秒東経一三七度五九分三四秒）を「能生港北防波堤灯台（北緯三七度六分五六秒東経一三七度五九分五七秒）から二一九度九二五メートルの地点」に改める。

別表第一大阪府兵庫県の部阪神の項中「北緯三四度三七分五〇秒東経一三五度四分五〇秒」を「北緯三四度三七分五〇秒東経一三五度四分四九秒」に、「一、二六〇メートル」を「一、二八〇メートル」に、「北港大橋」を「正蓮寺川水門」に改める。

別表第一兵庫県の部八木の項中「三ッ橋」を「八家川水門」に改め、同部姫路の項中「最下流旧鉄道橋」を「飾磨港大橋」に改める。

別表第一愛媛県の部郡中の項中「北緯三三度四五分三七秒東経一三二度四一分三六秒」を「北緯三三度四五分三七秒東経一三二度四一分三八秒」に改める。

別表第一長崎県の部小値賀の項中「小値賀港沖防波堤灯台（北緯三三度一〇分四六秒東経一二九度三分七秒）から一五四度三〇分二四〇メートル」を「小値賀港黒島南防波堤灯台（北緯三三度一〇分五七秒東経一二九度三分五一秒）から二四四度一、一九〇メートル」に、「八一〇メートル」を「七七〇メートル」に、「八一度八七〇メートル」を「二三五度三〇分三三〇メートル」に、「四〇〇メートル」を「三八〇メートル」に改める。

別表第一宮崎県の部内海の項中「内海港防波堤灯台（北緯三一度四五分二〇秒東経一三一度二八分二九秒）」を「内海港沖防波堤灯台（北緯三一度四五分八秒東経一三一度二八分三二秒）から三四八度三八〇メートルの地点」に、「新内海橋」を「内海橋」に改める。

別表第一鹿児島県の部喜入の項中「ＪＸ日鉱日石石油基地喜入船だまり東防波堤灯台」を「ＪＸ喜入石油基地船だまり東防波堤灯台」に改める。

別表第二福島県の項中「小名浜」を「相馬、小名浜」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部釧路の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎